



第 7 回会合の主な意見等

令和 6 年 6 月 24 日
事務局

NTT持株による事業の実施の在り方

- NTTは「**実用化開発・事業化**」と「**事業拡大**」のうち前者をNTT持株で実施したいとしているが、その境界を定量的・外形的に判断することが困難であり、NTT持株が**事業リスクを抱え続けることになると本来業務にも影響するため、事前・事後に本来業務や公正競争への影響を審査し、問題があれば事業を分離する**などとしてはどうか。これを前提として、**NTT持株の業務範囲を緩和するのがよい**のではないか。（林構成員）
 - 事前審査に関しては、**事業化に向けたシーズをどこまでオープンにできるのか**という問題があることに加えて、シーズがどの市場でどのように花開くのかはテストマーケティング的にやってみないと分からないものであり、**事前に影響をどの程度推し量れるか**という問題もある。（NTT）
- **投資規模等を事前審査**するとともに、**事業セグメントを明確化し、黒字化した時点でグループ会社に引き継いだり、赤字が数年続けば事業を停止したりする**など、**事後にも審査**することとした上で、**限定的にNTT持株の事業実施を認めることはあり得る**のではないか。（高橋構成員）
- 研究成果を事業化して社会に役立てることは重要である一方、本来業務がおろそかにならないよう、**事業の種類や投資規模を限定し、会計を分離して黒字化した段階で再検証**するなど分離のルールを明確化して、その後、**公正競争への影響も評価**するなど、**二重の評価**をしてはどうか。（大谷構成員）
- 持株の事業実施については、**現行の業務範囲をなぜ変えるのか慎重に検討**すべき。「研究成果の事業化」と「事業拡大」の境界が**曖昧であれば、法の適用対象も曖昧になる懸念**がある。NTT持株の目的・責務（基盤的技術の研究と、ユニバーサルサービスの確保）を踏まえ、**現行制度の基本的枠組みは維持することがスタート地点**ではないか。（西村（暢）構成員）
- 大学や他の研究機関でも、事業化は別の組織に移して行うのが一般的であり、NTT持株で事業化を行うにしても、**本来業務への影響等を検証可能な形で実施**すべき。（相田構成員）
- 「研究成果の事業化」と「事業拡大」を線引きすると**事業を失敗させてしまう可能性**がある。**透明性のある形で実施されれば、必ずしも規制を強化するものでなくてよく、金融機関や株主からプレッシャーのある事業経営の中でNTT持株が自ら考えればよい**のではないか。（大橋主査代理）
- 持株が事業を実施しないことを前提に現行制度は組み立てられており、NTT持株の事業実施を認めると、**事業法・NTT法全体の在り方に影響することから、慎重に検討**する必要。（ソフトバンク）
- NTT持株による「事業拡大」は、「競争事業者や代替品との差別化を図り、収益・利益を拡大する」旨のNTT回答を踏まえると、**公正競争に影響を与えるものを遮断できないため、極めて慎重に扱うべき**。研究成果の事業化は**子会社が行う方が機動的に対応できる**のが一般的な感覚。（KDDI）

NTTグループに関する公正競争条件の確保の在り方

- **NTT持株**はNTT東西の株式を100%保有しており、**株主権の行使を通じて東西の状況を知り得る状況**にあり、**情報流用やグループ内の不当優遇等の懸念**はあることから、**NTT持株に係る公正競争条件についても引き続き規律**すべき。(林構成員)
- 市場環境の変化に応じた見直しを行った上で**法定化**すべき。フレキシブルな方が実効性を確保できることから、**規律の対象は一定の範囲から指定可能とする**とともに、**規律の内容は省令委任することがよい**のではないかと。(林構成員)
- 「**共同資材調達**」は**一定程度緩和しても問題なく**、「**研究開発成果の公平な開示**」はNTT・他事業者が一致しているとおり**撤廃してよい**のではないかと。(林構成員)
- 「**共同資材調達**」について、**NTT独自仕様の機器等の調達になる懸念**があり、他事業者との**接続性が確保される**もので、**緩和するとしても**、仮に共同調達のスキームを使わなくても**他事業者が同じスペックのものを調達可能なものに限定する**のがよいのではないかと。(相田構成員)
- 「**共同資材調達**」について、現在の他事業者も参加可能なスキームが十分機能しているのであれば、**緩和してもよい**のではないかと。(大谷構成員)
- 「**在籍出向**」について、金融業界の規制を踏まえれば、**ファイアウォール等を設け、情報のコントロールの実効性を確保できるかが重要**であり、**こうした規律を設けて透明性をもって検証することが困難であれば、認められない**のではないかと。(大谷構成員)

電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の確保の在り方

- **公正競争に影響を与えるような再編に絞って行うことが効率的**であり、**NTTに限らず市場支配的な事業者を対象としてよい**のではないかと。(林構成員)
- グループ内の再編の審査について、行政のコストやスピード感を考慮すれば、**公正競争に影響を与える再編に限って審査すれば足りる**のではないかと。(高橋構成員)

NTT東西の分離の在り方

- 過去の経緯を踏まえてNTT東西の分離の効果を検証することが望ましいが、公正競争の確保の観点からは、NTT東西が統合されれば、**他事業者との規模の格差が拡大し、地域的には進展してきた設備競争が減退するおそれがあるため、東西統合を認めるかどうかといった結論を出すのは時期尚早。**（林構成員）
- NTTは、コスト改革のために東西統合を選択肢の一つとして認めてほしいと要望しているが、**間接部門のコスト削減であれば、シェアドサービス（子会社による間接部門の業務集約）を更に活用するなど、現状で可能なコスト削減を行ってから検討すべきではないか。**（高橋構成員）

接続ルールの在り方

- **LRICは、非効率性の排除の観点から有効で、当面は使い続けることになるのではないか。**（高橋構成員）

卸役務の在り方

- **卸料金の長年の高止まりを踏まえて卸に関する規制を導入した経緯があり、今後も市場検証の場で規制の効果を厳格に検証していく必要があるのではないか。**（西村（暢）構成員）
- **卸役務については、これまで電気通信市場検証会議において、卸料金の適正性や不当優遇の有無の観点から検証が行われてきており、一定の効果があるので、引き続き厳格に検証を行うべき。**（林構成員）
- 「**ひかり電話ネクスト**」について、競争環境への影響を踏まえて特定卸電気通信役務の対象とするかを議論しており、総務省において、NTTや関係事業者から**情報収集を行い、実態を精査すべきではないか。**（西村（暢）構成員）

新たな時代におけるネットワーク開放の在り方

- 5Gの**標準化が遅れたため事業者間協議が進んでいなかったが、標準化の目途が立ったため、MNOが提供可能なサービスやMVNOが提供したいサービスが明確化され、今後は加速度的に事業者間協議が進むのではないか。**（高橋構成員）

禁止行為規制の在り方

- ・ 移動通信分野の禁止行為規制適用事業者は、現在の競争状況に鑑みれば、NTT東西がフレッツ光の卸役務を提供し、固定通信サービスとスマートフォンのセット割引が競争上の強みとなる現在の競争状況を踏まえれば、**NTT東西と同じグループであるNTTドコモのみに禁止行為規制を課すことは合理性がある**のではないか。（林構成員）
- ・ 禁止行為規制のうち、**情報の目的外利用**について、**接続と卸役務に差があることには疑義**があり、卸役務の情報であっても目的外利用がなされれば公正競争にマイナスの影響を与えるため、**卸役務に関する情報の目的外利用も禁止されるべき**。（林構成員、大谷構成員同旨）

線路敷設基盤の開放の促進の在り方

- ・ 電柱等の利用については様々な問題とされている事例が挙げられているが、これらが構造的に生じているものなのか、あるいは例外的に生じているものなのかという点も含めて、**実態を明らかにすべき**ではないか。（高橋構成員）
- ・ **電柱利用等の実態を明らかにするとともに**、これまで電柱は市場検証の対象ではなかったため、電柱・管路ガイドラインの運用も含め、**新たに市場検証の対象とすべき**ではないか。（西村（暢）構成員）
- ・ 電柱等については、**競争事業者から利用の同等性について懸念の声が上がっているところ**、**まずは実態を明らかにした上で**、これまで検証対象ではなかった**電柱等を新たに市場検証の対象とすべき**ではないか。（林構成員）

インフラシェアリング事業の促進の在り方

- ・ **認定電気通信事業者**に使用されることなど**一定の担保**をした上で、インフラシェアリング事業者に対しても**公益事業特権を認めることとしてよい**のではないか。（高橋構成員、相田構成員同旨）
- ・ インフラシェアリング事業者に対して公益事業特権を認めることは、**公益事業特権の目的である電気通信回線設備の円滑な整備の促進に合致**。ただし、公益事業特権の付与は**他者の権利を制限する特別の権益を与えるもの**であることから、付与に当たっては**一定の条件を課すことが必要**。（林構成員）

電報事業の在り方

- **国内電報**について、代替手段の普及もあり利用が減少しているため、規制を見直してニーズを捉えた料金や提供条件を可能としていただき、他の特定信書便事業者と同等の条件で機動的に提供したい。(NTT)
- **国際電報**について、利用が激減し1日1通あるかないか程度で、かつての大口顧客であった官公庁もここ数年の利用実績はないため、廃止してもお客様に実質的な影響はないと考えており、**事業の位置付けを見直すため規制を緩和してほしい**。(KDDI)
- ユニバーサルサービスとの関係を踏まえると、**独占を認めた上で料金認可等を一部緩和することもあり得る**かもしれないが、**基本的には現在の規律を維持するか否かの議論をしてもよい**のではないかと。(高橋構成員)
- **国民生活に必要不可欠**というには値しなくなっており、他の特定信書便事業者と同等の規制に緩和してよいのではないかと。(相田構成員)
- **電報は、歴史的な使命をある程度果たしたのではないかと**。(林構成員)
- サービス提供は維持してほしいが、**特定信書便事業者と同等の規制に緩和することは合理的ではないかと**。ただし、**事業の廃止については事前にきちんと周知されるようにしてほしい**。(大谷構成員)
- **独占を維持する必要はなく、独占でなくなれば認可制もなくなるのではないかと**。(大橋主査代理)
- 電報事業の見直しについて、**各構成員の意見に賛同**。(西村(真)構成員)

電話時代の業務規律の在り方

- プライスキャップ規制は**利用者保護を目的**としており、料金の低廉性を確保する手段として意義があると思うが、**公正競争よりもユニバーサルサービスとの関係がより重要**であり、**ユニバーサルサービスWGで議論を進めてもよい**のではないかと。(林構成員)
- プライスキャップ規制は、事業展開の支障になっているものではなく、**料金の低廉性の確保のための政策の選択肢の一つとして残しておくことが望ましい**のではないかと。(大谷構成員)
- プライスキャップ規制は、メタル回線が縮退していく中で**見直しは必要**だが、**利用者にとっての低廉性だけでなく事業者にとっての適正性の観点もあり、両方を見ていく必要**がある。(大橋主査代理)
- **コスト高の地域の方が基本料金が安い**等、現在のNTTの基本料の体系がゆがんでいることも踏まえ、**基本料等の在り方も検討すべき**ではないかと。(相田構成員)
- プライスキャップ規制は、**ユニバーサルサービスだけでなく公正競争の観点でも議論すべき**であり、**接続・卸役務において競争が機能し、接続・卸料金が低廉化していくことによって小売料金の低廉化が進むことを目指すべき**であり、今後、メタルが縮退した場合の光ファイバの接続料等も踏まえた上で、**包括的に検討すべき**。(ソフトバンク)

ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方

- 電気通信事業の規律は事業者間の「責任分界」が重要であり、今後、**物理的な接続点が存在しない形での利用形態等が出てくる**ことを踏まえれば、**事業者間の責任分界を明確化していくことが必要**となるのではないかと。(相田構成員)
- **重要な論点**であり、**具体例を含めて議論に供してほしい**。(大橋主査代理)